

# 平成29年度 石狩市教育委員会会議（9月定例会）会議録

平成29年9月28日（木）

開 会 10時00分

## 第2委員会室

### ○委員の出欠状況

| 委 員 氏 名     | 出席 | 欠席 | 備 考     |
|-------------|----|----|---------|
| 教育長 鎌 田 英 暢 | ○  |    |         |
| 委 員 門 馬 富士子 | ○  |    | 教育長職務代理 |
| 委 員 松 尾 拓 也 | ○  |    |         |
| 委 員 山 本 由美子 | ○  |    |         |
| 委 員 永 山 隆 繁 | ○  |    |         |

### ○会議出席者

| 役 職 名           | 氏 名     |
|-----------------|---------|
| 生涯学習部次長（教育指導担当） | 松 井 卓   |
| 生涯学習部次長（社会教育担当） | 東 信 也   |
| 総務企画課長          | 安 崎 克 仁 |
| 学校教育課長          | 佐々木 宏 嘉 |
| 文化財課長           | 工 藤 義 衛 |
| 教育支援センター長       | 開 発 克 久 |
| 市民図書館副館長        | 清 水 千 晴 |
| 学校給食センター長       | 小 島 工   |
| 生涯学習部参事（指導担当）   | 照 山 秀 一 |
| 総務企画課主幹         | 松 永 実   |
| 総務企画課総務企画担当主査   | 古 屋 昇 一 |

## 議事日程

### 日程第 1 署名委員の指名

### 日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について

### 日程第 3 教育長報告

### 日程第 4 報告事項

- ① (仮称) 厚田小中学校の基本設計及び設立準備委員会教育課程部会の設置等について
- ② 石狩市いじめ防止基本方針の改定案について
- ③ 平成29年度石狩市教職員研修(サマーセミナー)の実施結果について

### 日程第 5 その他

- ① 第62回(平成29年度)石狩市民文化祭の開催について

### 日程第 6 次回定例会の開催について

---

## 開会宣言

ただ今から、平成 29 年度教育委員会会議 9 月定例会を開会します。

### 日程第 1 会議録署名委員の指名

(鎌田教育長) 会議録署名委員の指名ですが、松尾委員にお願いします。

### 日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

## 議案第 1 号 石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について」事務局より提案願います。

(東社会教育担当次長) 議案第 1 号「石狩市教育委員会表彰規則の一部改正について」であります。本件は教育委員会表彰の欠格事由を現状に即した内容に改めるとともに大人と児童生徒の表彰対象者の範囲について、整合を計るなどの規則改正を行うものであります。詳細につきましては、総務企画課長からご説明申し上げます。

(安崎総務企画課長) 私から、表彰規則の一部改正についてご説明いたします。資料の 1 ページに新旧対照表がございますので資料に沿って説明いたします。現在の表彰規則において、当初、想定しなかった事例が出てきていることなど、条文の内容が実情にそぐわない点がありますので、実態に合わせる形で規則改正を行うものです。始めに、第 3 条関係ですけれども、第 2 項第 1 号によりこれまで刑罰の有無を本籍地の市町村に照会し確認をしておりました。ただし、証明を求めた時点での刑罰の有無となりますので、執行が終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から起算して 20 年を経過しないものという観点で、証明を頂いているわけではありません、他の市町村においても刑事事件に関し、現に起訴されている者、または刑に処せられた者は表彰しないといった表現で欠格条項が定められているものもありますが、現在では住民感情にそぐわないと認められる者に対しては行わないですとか、表彰することが適当でないと認められるときは行わない、というような表現に置き換えている自治体も多数出て参りました。本市の表彰条例や管内各市の表彰規則においても刑罰の有無を確認している条項は見当たりませんので、改正後の条文のように、この度改正させていただきたいと思います。次に、第 4 条、教育功績表彰の個人は、これまで市内に居住している者、または、活動拠点を市内に有している年齢 18 歳以上の者という規程になっています。例として札幌市に居住していて、市内の道場に通い、大会で優秀な成績を収めた場合も対象になっております、一方、児童生徒の教育功績表彰の個人では市内に居住している者に限定していることから、個人の表彰については、今後、市内居住者を対象にすることとして統一して取り扱うよう改正をしたいと思います。また、教育功績表彰の団体においては、現在、市内に居住している者、活動拠点を市内に有している年齢 18 歳以上の者で組織する団体というふうになっております。18 歳以上となっておりますが、団体の編成が例えば、社会人と高校生ですとか、あるいは

親子のペアなどとチーム編成が様々あることから、18歳以上という条件をなくすとともに活動の拠点という表現が勤め先なのか、スポーツ・芸術文化の活動拠点なのかということで曖昧になっていることから、市内に居住、または表彰に係る活動拠点を市内に有している者で組織している団体、これを市内居住者等という表現で、統一的に整理させていただきたいと思います。小中高で組織された団体は、児童生徒の教育功績表彰で取り扱うこととなりますので、それ以外について、教育功績表彰の範疇となるものでございます。児童生徒功績表彰における団体の定義は、市内に居住、または通学が前提となっておりまして、現在、保護者の送迎により市外から市内の道場やサッカークラブで活動する子どもがいるなど、社会人と同様に自治体の枠を超えて活動する児童生徒が増えてきております。そのような現状から、取扱いとしてはこれまで通りとしまして教育功績表彰と同様に市内居住者等で組織する団体という表現で、市内居住・通学に限定せずに広く表彰の対象とするものでございます。資料3ページには推薦調書、4ページには表彰台帳の様式を記載しております。これまで、刑罰の有無の対象となっております本籍地の記載を求めておりましたが、照会を行わないことから様式から本籍地の記載を除いております。この規則の施行は、平成29年10月1日としています。説明は以上です。

（鎌田教育長）ただ今、提案説明のありました議案第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）第3条の関係ですが、不適當と認める場合については、今までは細かく規程があったのを、教育委員会が判断すると思いますが、判断基準みたいなものは、あらかじめ用意するのかどうか。もう1点は、個人に関しては、今まで大人の方で市外の方が対象になったケースがあったと思うんですが、この数年で実際にいたのかどうか、教えていただけますでしょうか。

（安崎総務企画課長）判断基準につきましては、市の内規といいますかガイドライン的なものを作成したいと思っております。それと市内の表彰者につきましては、台帳等資料を今、持っておりませんので、すぐにお答えできません。申し訳ございませんが少々お時間をいただきたくお願いいたします。

（松尾委員）第3条について、そのガイドラインというのは公表するということではよろしいでしょうか。

（鎌田教育長）基本的には内部的な基準なので、公表という手続きはとらない

と思います。

（松尾委員）例えば、ホームページ載せることが妥当かどうかは別として、実際に個別のケースについてガイドラインに基づいてどのように判断するかというのは、事務局で判断するのはかまわないですが、考え方というものを事前に示しておいたほうが、こういったものに関してはいいのかなと私は思います。ある程度、団体等に周知しておいたほうがいいのではと思います。

（門馬委員）改正前を見ますと1が禁錮以上等、2が授与に不適当な者とありますよね。改正後についても、その場その場で教育委員会が事務レベルで決めているのではない、一定の基準に基づいて判断している、ということがわかるようにしたほうが良いのではないのでしょうか。

（鎌田教育長）まだ、ガイドラインが作成されていないので、今後作成していく段階で明確にわかるよう形を検討しなければならないと思います。例えば、刑罰を受けている方、そのほか技術的には相当長けているが人格的に問題のある方などを含めて、おそらく推薦の段階ではっきりわかるよう示していかなければならないと思いますので、それらを踏まえて取り進めたいと思います。

（永山委員）市の表彰の場合には、細則やガイドラインで行うのですか。

（安崎総務企画課長）規則のみで、細則などはございません。

（山本委員）表彰者の推薦にあたっては、個人や団体にお声かけをすると思うのですが、どのような方法で周知しているのか教えてください。

（安崎総務企画課長）まず、市広報に掲載して周知しておりますほか、文化協会や体育協会等の団体や、市内の各学校に周知している状況です。なお先ほど、ご質問いただきました市外個人の表彰についてですが、平成22年の改正後の部分なのですが該当はありませんでした。

（山本委員）わかりました。

（鎌田教育長）他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第1号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第1号については、原案どおり可決しました。

### 日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 日程第3 教育長報告を議題とします。9月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思いますが、何かお聞きしたいことはございますか。

(門馬委員) 9月14日から18日までに災害対策本部会議が行われたとありますが、これは浜益地区の水害によって様々なことが発生したと聞いておりますが、学校関係で特に被害や影響はなかったのでしょうか。

(鎌田教育長) 15日の大雨、それから台風18号の影響による学校自体の被害はありませんでした。また、学校を避難所として開設したのは厚田区・浜益区それぞれありますが、被害はありませんでした。

(門馬委員) わかりました。

(永山委員) 議会の一般質問があった中で2点教えていただきたいことがあります。一つは教員の長時間勤務の実態について質疑があつて、教育委員会としても長時間の教員の实態を把握しておく必要もあるのではないのかと思ひました。以前から教員の長時間勤務の問題というのは新聞等でも取り上げられておりますので、石狩市の状況も気になっていたので、後日でよろしいので実態について教えていただければと思います。もう1点、通学路の交通安全について、平成28年度の点検評価で9件中5件が対応済みであるとなつていたので、その内容についても教えていただければと思います。

(鎌田教育長) 教員の長時間勤務の実態についてですが、国や道において抽出

調査を実施しており、独自で実施している市町村の結果とほぼ変わらないというを受けて、あえて市独自の調査を実施する必要はないとお答えしております。何が原因かというのは部活動や調査物が多いなどの要因があり、全国的な実態であり石狩市だけが長時間勤務しているわけではないとみております。

（永山委員）実態として、どのくらいの教員がどのくらい超過勤務されているのかということが知りたかったのですが。

（鎌田教育長）これについては、調査しなければわかりません。国あるいは道が示しているのは平均ですので。市においては、この増減はあると思いますが、それほど変わらないと思います。

（安崎総務企画課長）通学路についてですが、花川北地区で信号機が付いているところで、歩行者用の信号を設置したということ、厚田区内において一部の通学路で歩道がなかったのが国道に歩道が設置されたこと、市道の交差点におけるストップマーク（白線）停止表示を設置したこと等で改善されたということです。

（永山委員）わかりました。

（松尾委員）永山委員の質問に関連してですが、教員の長時間勤務の実態調査というよりは、もう少し我々で何らかの対策が考えられないかということについて、可能であれば調査研究を行った上で、もし必要であればその具体的な対策をやる前に、その対策が実効性を持つのかどうかということを含めて考えていかなければならないかなと思っています。このことに関しては何度かお話も聞いており議論もしていますし、総合教育会議でもテーマになっていたことですので、もう少し議論を重ねていく必要があるのではないかと思います。

（鎌田教育長）本市の教員の勤務実態が、全国や全道よりもっと厳しいんだという認識のもとに、何が有効的なのかということも今後検討していかなければならないと思っていますし、そのように議会でも答えております。例えば、札幌市が今回、夏休み期間中のお盆の時期に学校を閉庁するとしたことについても。有効な手段であると思いますので、本市でも今後の長期休みに導入するかどうかも含めて検討していきたいと思っています。様々な軽減策を事務局サイドで検討してお示しをして、ご意見をいただければと思います。

(松尾委員) 全国各地でいろいろな先進的事例があると思うので、例えばそれらの事例の一つが石狩市の実態とあっているのかもわからないので、まずは調査研究をしていくことが必要ではないかと思っています。

(鎌田教育長) ありがとうございます。今後、検討していくように進めたいと考えております。他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、教育長報告について、了承ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

#### **日程第4 報告事項**

(鎌田教育長) 日程第4 報告事項を議題とします。

##### **報告事項① 「(仮称) 厚田小中学校の基本設計及び設立準備委員会教育課程部会の設置等について」**

(鎌田教育長) 報告事項①「(仮称) 厚田小中学校の基本設計及び設立準備委員会教育課程部会の設置等について」事務局から説明をお願いします。

(安崎総務企画課長) 私から、厚田統合小中学校の基本設計での校舎設置(案)の概要について説明いたします。この度の厚田統合小中学校の建設にあたっては学校、保育園、地域開放型図書館が同居する複合施設として建設することとしております。また、現在の学校敷地内に職員駐車場がなく、教職員は学校前の道路に縦列駐車している状況にあり、来校される保護者も駐車される際はご苦労されていると思いますので、教職員・来校者等の駐車場の確保も設計に反映すべき大きな要素と捉えております。また、校舎東側の体育館は改修をして使用することとしております。西側の給食センターと校舎とは現在、渡り廊下



で接続しており、当初は接続することを前提に設計をすることでいくつかの案を提案してもらいながら絞り込むという手法を取りました。設計業者から市に提示された案の中から最終的にオーソドックスな2階建て案、3階建て案の2つの案に絞り検討したところです。全ての案において駐車場は消防署側から入って校舎北側に駐車するという形になっておりました。建設費については、概算ですが2階建てと3階建てのどちらも概ね変わらないとの報告を受けましたので、敷地の有効活用や校舎が学校にとって使い勝手が良いのはどちらの案なのかということを検討した結果、今回、お示しました3階建て案を基本設計としたところであります。当初は、3階建て案も給食センターとつなぐ前提としており、校舎の長さが短い分、給食センターとの渡り廊下が長くなり、基礎高が1.5メートルほど違いますので、スロープとして当初設計しておりました。それで最終案としましては、今、お手元の図面では渡り廊下がないものとしております。給食センターとの接続をせずに、3階建てにした理由としましては、渡り廊下がある場合、国道に一旦出てからでないと校舎南側へ行き来することができないため、接続しないことで駐車場のある北側駐車場と南側に行き来することができ、敷地を有効活用することができ、利便性が高まると考えました。次に、教室配置の観点ですが、校舎1階には保育所、地域開放型図書館を配置します。2階建てでは、1階に小学校段階の特別支援教室、学年の区切りとした小学1年から4年までの教室が配置できるのですが、その他の特別活動室や多目的教室等の配置ができませんでした、3階建てであれば保育所は1階、学校の教室は2階以上ということで、うまく分離することができますし、特別活動室、多目的室の配置も均等に行うことができます。また、今回の学校統合により、厚田給食センターではこの学校と浜益の小中学校に給食を供給することになりますが、統合校に車で搬入してから浜益に向かっても時間のロスは大きくなく、給食時間には十分間に合うということで、給食運搬の委託業者に確認できたことから、渡り廊下を取り払った3階建て校舎としました。それでは配置計画案について説明します。校舎の概観は、現在84メートル、お手元の図面は54メートルとなりますので現在の校舎の3分の2となります。左上に面積表がありますが約3,000平方メートルとなっております。駐車場は44台分です。その内、給食センター職員、教職員、保育士、図書館職員で35台程度必要となる見込みですので、来客用は10台弱となります。北側駐車場から南側に抜ける道路は、ゆるやかなスロープとなります。1階につきましては、▲▼で表示しております玄関は校舎西側と北側の2箇所を設け、西側は児童・生徒・教職員、北側は保育所・図書館・来客用の玄関としています。車イスの方は駐車場に止めて北側玄関を利用するイメージです。職員室は1階西側玄関横に配置し、登下校する子ども達や来校者を確認できるよう、玄関側に窓を設ける予

定です。北側には給食車の搬入スペースを設けます。廊下を挟んで地域開放型図書館と保育所を配置します。校舎は避難所となりますので、多目的トイレを設置するとともに職員トイレを配置します。機械室、電気室につきましては、暖房の方式、自家発電機等の大きさによって異なってまいりますので実施設計で面積の増減があるかもしれません。教室の大きさですが、現在の厚田中は8×8メートルですが、統合校は7×7メートルとしております。これは聚富小中学校、望来小学校の教室と同様の広さになります。想定される開校時のクラスの数から複式であっても概ね支障はないと考えております。また、エレベーターを設置して、給食配膳や肢体不自由の児童生徒の利用を想定しているところです。職員室前の廊下に点線が入っていますが、セキリュティの観点から学校休業日等にシャッターが降り、もう1箇所、体育館側の階段にもシャッターが閉まるようにするものでございます。2階には、校長室、保健室、小学校段階の特別支援教室、学年の区切りを意識し、小学1年から4年までの教室、特別教室としては特別活動室、家庭科室、音楽・視聴覚室、多目的室を配置しております。これまでと同様に防災備蓄庫を配置いたします。特別支援教室は保健室の近くに配置しております。校長室は、職員室の近くが望ましいのですが、1階の配置が難しかったことから2階に配置しております。管内の他の学校でもこのようなケースもあります。校長室は、学校運営協議会の打合せや視察等の対応ができるよう、1教室分の広さを取っております。特別活動室は、複式が単式になった場合の普通教室として使用することや、児童・生徒会室、複式を解消する際の指導教室として活用できるよう想定しております。多目的室は2階・3階の海が見える西側に配置しております。また、少人数ですので、各階ごとにまとまって給食がとれるようになっており、打合せ会議や授業でも活用できるものです。3階につきましては、小学5・6年の普通教室、中学校段階の特別支援教室、普通教室、特別活動室、教育相談室、理科教室、図工・技術教室を配置しております。校舎全体の設計上では、コンパクトにまとめた印象が強いかと思います。次に、教育課程部会の設置については、松永主幹から説明いたします。

（松永総務企画課主幹）引き続き、私から、資料6ページ、7ページに掲載しております「(仮称)厚田小中学校設立準備委員会 教育課程部会」の設置要項につきまして、ご報告いたします。小中一貫の義務教育学校の開校に向け、どのような教育カリキュラムを編成し、実践していくかということをこれから具体的に進めていくために、今年度に入ってから、厚田区の関係4校の校長先生と、平成32年開校の新設統合校における教育課程について協議を行ってまいりました。その結果、この設立準備委員会の附属組織として「教育課程部会」を設

置することとし、記載のとおり「設置要項」を定めたことを、9月4日に開催しました設立準備委員会第6回会議で報告しましたので、その内容についてご説明いたします。まず、「1の目的」ですが、本部会は、(仮称)厚田小中学校設立準備委員会の決定に基づき、『学校教育の目的や目標を達成するために、児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において、総合的に組織した教育計画である教育課程を、関係4校によって編成するために設置する。』としております。次に、「2の教育課程の編成」では、(仮称)厚田小中学校の教育課程の編成は、関係4校の校長による協議によって行う。関係4校の校長は、教育課程部会全体を統括するとともに、「めざす学校像」「めざす児童生徒像」「めざす教師像」「教育目標」「学校経営方針」を策定する。教育課程の具体的な内容は、必要に応じて設置する分科会によって原案を作成することとし、分科会の代表は教頭が担当し、具体的な編成作業は関係4校の校長がそれぞれ指名した各校代表者が担当する。学校設立準備委員会の前田賢次副委員長を教育課程部会の助言者とし、必要に応じて専門的な立場からの助言を受けることができる。教育委員会は事務局として参画し、必要資料の準備・提供や会議の記録などの事務を担当する。としております。教育課程の編成権(責任者)は、校務をつかさどる学校長である旨、学習指導要領や学校教育法などの関係法令、規則等で定められておりますが、現時点で新設校の学校長が決まっておりますので、平成32年の開校までの間、4校の校長による協議を行いながら、統合校における「めざす学校像・児童生徒像・教師像」を定めた上で、学校の長期的な目標、柱である「教育目標」を策定するとともに、平成32年度・開校年度の年間指導計画となる「学校経営方針」を、これから策定していくことを明記しております。そして、その教育課程の細部(具体的な内容、枝の部分)について、それぞれの原案を作成するために、記載しております「7つの分科会」を構成して、これから平成32年度に向けて調査研究、策定に向けた活動を行っていくこととしました。「3. 教育課程部会の分科会と担当者」として、①～⑦まで記載しております。①移転・受け入れ分科会、工事に伴う厚田中学校の移転と厚田小学校の受け入れに関すること。②9年間を見通した教育課程部会、義務教育学校の特色を生かし複式校の課題に対応する9年間を見通した教育課程に関すること。③新しい学校の特色づくり分科会、地域の自然、歴史、文化等の特色を生かした新しい学校の特色づくりに関すること。④新学習指導要領への対応分科会、道徳科・小学校外国語活動に関すること。⑤地域連携分科会、地域との連携、コミュニティ・スクール、学校運営協議会の準備に関すること。⑥少年団、部活動分科会、少年団、部活動に関すること。⑦閉校・開校準備分科会、閉校準備(記念誌、記念事業、式典等)・開校準備(校章、校歌、制服等)に関すること。としております。特に、中カッコで括っております②

③④については、学校の授業づくりの部分、⑤⑥については、地域連携部分ということで、大きく分けると4つのグループで、7つの小分科会ということで活動していきたいということです。これら7つの分科会の活動の時期については、7ページに、29・30・31年度と記載しており、二重の矢印は実際に活動する年度を、細矢印は着手する年度を表しています。今年度は、「①移転・受け入れ分科会」と「②9年間を見通した教育課程分科会」の活動が始まることとなっており、来年8月の厚田中の厚田小校舎への移転に係る準備作業の洗い出し、段取りについて、両校と市教委との連絡調整が進められているほか、9年間の学年割を決定することとしております。学年割については、基本計画にも掲載しておりましたが、市教委では「4・3・2」を前提に進めていることをお伝えしています。複式編成による義務教育学校の全国・全道の事例、実践校の調査研究をもう少し進めたうえで、理由・根拠、効果などを整理して最終決定し、設立準備委員会や地域の保護者の皆様にお知らせしたいと考えております。そこで、ただ今申し上げました、教育課程部会を設置したことを受けまして、平成32年度開校までの間、私ども教育委員会、学校設立準備委員会、各学校の三者が、それぞれどのように連携して活動を行っていくかがわかるように、別紙A3縦版の資料のとおり、現時点での「開校に向けた工程表」をお示しました。縦軸で、左から「学校整備の動向（市教委・市）」「学校設立準備委員会」「学校・市教委との協議会（関係4校校長と市教委）」「教育課程部会（分科会）」、そして来年度から始まる「特別の教科・道徳」や「外国語活動」など、国が定めた「新学習指導要領」に対応した動きを掲載し、できるだけ全体の動きが見えるよう作成しております。記載している以外にも、今後まだまだ進めなければならない項目、作業などがあり、校舎や体育館の工事に要する期間などについても、まだ実施設計がこれからの段階ですので、多少の前後する可能性があることも含めまして、現時点での工程表ということで理解していただければと思います。また、教育課程部会（分科会）は、先ほど申し上げましたとおり、この設立準備委員会に附属するものですので、その活動状況や協議検討している内容等については、委員の皆様にお知らせすることとしております。この工程表の中で、大きな部分のところを申し上げますと、まず、「教育課程」の部分では、小中一貫、複式編成の義務教育学校という視点に留意したなかで、先ほど申し上げた「めざす学校像、児童生徒像、教師像」と「学校教育目標」について、この7月から関係4校の校長先生と市教委によって検討協議を行ってきたところで、年明け1月を目途に決定し、その後、平成32年の開校までの間、柱となる学校の教育目標に基づいて、各分科会での研究活動が行われることとしております。「学校整備の動向」のところでは、29年度は、校舎の基本・実施設計を年明け2月を目途に決定するとともに、30年度（来年）8月か

ら本格的に始まる厚田中の移設や校舎建設・体育館改修工事関連の予算を編成し、来年・平成 30 年 3 月の市議会に提案することとしております。30 年度では、6 月予定している文科省の国庫補助の採択を受けた後、8 月に厚田中学校の校舎の解体工事を皮切りに、新校舎の建設工事と屋内体育館の改修工事が始まることとなっております。この「学校設立準備委員会」については、29 年度は、次回第 7 回の会議を年明け 2 月頃に開催を予定しているほか、30 年度は、学校名や校章を決めること、31 年度は、校歌を創ることが、大きなミッションとなっており、それらの決め方・公募の方法なども含め、協議して取り進めていきたいと考えております。以上、教育課程部会の設置要項と、開校に向けた現時点での工程表について申し上げます。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局のほうから新しい厚田区の学校の基本設計、教育課程部会の設置、閉校・開校までの動向についての説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

（門馬委員）教育課程分科会の「④新学習指導要領への対応」の分科会は、特に新しい学校に限ったことではないと思うんですが、きちんと分科会を設ける必要があるんですね。

（松井教育指導担当次長）新学習指導要領への対応については、各学校で今後行われていく内容ですので、統合までの期間、それぞれの学校ごとにどう対応していくかということは、この部会のなかで検討しなければならないと考えております。

（門馬委員）ほかの学校でも、新学習指導要領に関する準備委員会のような取組が行われるということで、それに当たるものが、この分科会という理解でよろしいでしょうか。

（松井教育指導担当次長）はい、その通りです。

（松尾委員）私から 2 点お伺いします。まず 1 点は、教育課程部会でいろいろ検討していくということですが、開校時の校長先生の人事に関してご配慮はいただけるものなのか。もう 1 点は国庫補助の申請については検討が進んだ後になると思うんですが、お答えしづらいと思いますが、現時点での文科省からの連絡事項みたいなものがあれば教えてください。

（松井教育指導担当次長）まず私から、教員人事に関わることについてお答えします。校長を含む教職員全ての人事ですが、関係の学校から子どもの実態を把握している教職員を配置するなど、そういうものをある程度、配慮しながら新しい学校づくりに向けて準備を進めているところです。具体的にはまだ申し上げられないのですが、そのように準備を進めていく予定となっております。

（安崎総務企画課長）私から国庫補助の関係ですが、現在、来年度の補助申請にあたり、頭出しという部分で今回の厚田小中の統合について、校舎建設と体育館改修という内容で提出しております。ただし、必ず予算が付くかどうかということにつきましては、統合校であるということで優先的に負担金として受けられる状況にあると思いますが、来年度の申請状況が全国でどのようになるのかわからないこともあり、あくまでも全国の申請状況によりますので、必ずしも決定ではないと現段階では言わざるをえない状況です。

（鎌田教育長）私から、いわゆる新しい学校の教職員体制についてですが、一般教員の人事面接や各校長の来年度の体制の意向も確認していますが、来年度の人事は、平成 32 年度を意識しながら、しっかりした体制がとれるように十分考慮しながら進めております。それと国庫補助については、担当課長からの説明がありましたように、要素的には義務教育学校とコミュニティ・スクール、さらには学校統合も含め、採択の優先順位は高いものと考えております。ただ 100%の保障はないということで、すでに一昨年、文科省のほうに市教委でお伝えしておりますし、今後もしっかり要請していきます。

（松尾委員）わかりました。

（山本委員）9年間を見通した学年割が4・3・2ということなのですが、これはその学年で特に何かまとまって何かするというのではなく、教育指導方針や教育目標に関する区切りという考え方なのですか。

（松井教育指導担当次長）そのように考えていただいてよろしいかと思います。これは、計画的な指導、効果的な指導を進めていく上での区切りということですね。区切りごとの目標設定や段階的指導を進めようとするものです。小学5年生と6年生に教科担任制を入れていくなどの考え方もその一つです。今後、区切りの具体については、教育課程部会で検討されていくことになります。

(山本委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①を了解ということ  
でよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

## **報告事項② 石狩市いじめ防止基本方針の改定案について**

(鎌田教育長) 次に、報告事項②「石狩市いじめ防止基本方針の改定案について」、事務局より説明をお願いします。

(開発教育支援センター長) 石狩市いじめ防止基本方針の改定案について、ご報告申し上げます。市では、これまで学校、関係機関等と協力・連携しながら、平成 26 年策定のいじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見及び解消に努めてきましたが、現行方針は必要に応じ 3 年ごとに見直すとしていることを踏まえ、平成 29 年 3 月改定の国のいじめ防止基本方針等を斟酌のうえ的確に対応しようとするため改定を行うものです。改定内容としては、現行方針の内容をより具体的・実践的にするための肉付けを行い、国が新たに示した事項や現行方針で触れていなかった事項を追加しております。改正素案は、4 つの分野・章立てで構成しております。第 1 章の前に「はじめに」を設け、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、市及び教育委員会、学校、家庭、地域などが総がかりで、いじめ対策に取り組む・向き合うことの重要性を謳っております。次に、第 1 章「いじめの防止等のための対策の基本的な方向について」をご説明を申し上げます。本年 3 月の国のいじめに対する方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に関する基本理念を記載しております。次に、いじめ防止対策推進法はいじめの定義、いじめの理解については、国のいじめの防止等のための基本的な方針を受け、いじめの特徴や行動について記載しております。いじめ防止等に関する基本的な考え方では、いじめの防止、いじめの

早期発見、いじめへの対処、家庭や地域との連携について、また、関係機関との連携についての5項目に分け、いじめの防止等については、社会全体で子ども達を見守る環境が必要である旨、記載しております。次に、第2章「いじめの防止等のための対策の内容について」をご説明いたします。市及び教育委員会が実施する施策と、学校が実施すべき施策の2つの柱のもと、市及び教育委員会は、いじめ防止対策のための組織の設置とともに具体的な取組内容を、学校が実施すべき施策として、いじめ防止基本方針の策定、いじめ防止の対策組織の設置、取組内容を記載しております。6ページ、石狩市いじめ問題対策連絡協議会の設置ですが、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために設置するものであり、現在のいじめ問題対策協議会を条例化して格上げし、いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策全般の取組について協議、情報交換等を行うものであります。次に、石狩市いじめ問題調査委員会の設置ですが、いじめ防止等の対策とともに、重大事態が発生した場合に調査を行う教育委員会の附属機関としての位置付けのもと、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉等専門的知識を有する者で構成する組織です。重大事態が発生し、教育委員会が調査を行う場合は、本調査委員会が調査を行うこととなります。なお、石狩市いじめ問題対策連絡協議会及び本調査委員会は、来年3月議会に設置について条例提案する予定になっております。次に、教育委員会が実施する取組では、いじめの防止、早期発見、対処、その他取組の4つに分けて記載しております。いじめ防止の取組では、市いじめ問題対策連絡協議会での情報共有、道徳教育・人権教育の促進、家庭への啓発活動、学校のいじめ防止の取組内容の周知、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーの配置による支援等の記載となっております。早期発見については、スクール・ソーシャルワーカーや臨床心理士配置による相談体制の充実やいじめ通報ホットラインの設置、校内研修の開催等による教職員の資質向上を記載しております。また、いじめへの対処については、学校への支援や指導にあたり、スクール・カウンセラー等の派遣、警察との連携の必要性を記載しております。また、その他の取組においては、インターネットパトロールや学校評価のあり方を記載しております。次に、8ページ、学校が実施すべき施策ですが、いじめ防止対策推進法の制定を受け、市内全校において、学校いじめ防止基本方針を平成26年に制定しており、いじめ防止のための組織を設け、いじめの未然防止に取り組んでおります。改正素案においてもいじめ防止基本方針の策定と、必ず入学時や年度開始時に児童生徒に説明する旨を記載しております。次に、9ページ、校内組織の設置ですが、法に基づき学校管理職をはじめ生徒指導担当や養護教諭、スクール・カウンセラー等で構成し組織的に対応することとし、具体的な取組・役割を記載しております。次に、10ページ、学校におけるいじ



めの防止等に関する取組ですが、防止の観点からは、心の豊かさを育む教育の推進、良好な人間関係が保たれた学級づくり、児童会生徒会の取組などを、発見については定期的なアンケート調査や個人面談等の実施、相談体制の整備を掲げていますが、やはり教職員による観察や情報交換は重要と思われます。いじめに対する措置についてですが、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告した上で組織的に対応し、いじめられた・いじめた児童生徒と保護者に対し、それぞれ支援・指導を行うことを記載しております。次に、情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめの対応については、情報モラル教育の充実を図るなどして、児童生徒や保護者のインターネット上のいじめに対する理解の促進に努める旨を記載しております。次に、いじめの解消についてご説明申し上げます。今年3月、国の方針で示された新しい内容となっており、今までの「解消」は学校において、被害・加害児童生徒双方からいじめの事実関係を確認後、認知した場合、双方の保護者に連絡、子どもたちそれぞれの思いを理解し合うことで解決へと導き、支援及び指導の対応とともに子どもたちの間で謝罪・了承を経て、解消という判断をしております。なお、その後の動向・行動の観察も行っております。今回の国の方針を踏まえ、いじめの解消について、謝罪をもって安易に解消とすることなく、いじめに係る行為が止んでいること、また被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある旨の記載と、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性があることを考慮して日常的に注意深く観察し見守ることとしております。次に、14 ページ、第3章「重大事態への対処について」です。重大事態が発生した場合の対処の詳細について記載しております。重大事態とは、「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に大きな被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」であります。重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長や道教委に報告することになっております。報告を受けた教育委員会は、その事案の調査を行う主体が学校又は教育委員会であるかを判断し、調査を行う組織を設定することとしております。調査主体が教育委員会の場合は、石狩市いじめ問題調査委員会により調査を実施することとなります。また、調査主体が学校と判断された場合は、学校いじめ防止基本方針に示されている既存の組織に必要な専門家を加え、調査を実施することとなります。なお、調査の実施にあたっては、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめが発生した背景事情や児童生徒の人間関係等について可能な限り事実関係の調査を行います。次に、調査結果の提供及び報告ですが、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任や、市長に対する報告の義務について記載して

おります。また、市長による再調査や再調査の結果を踏まえた措置等について記載しております。18 ページ、第 4 章「その他いじめの防止等のための対策について」ご説明いたします。ここでは、市いじめ防止基本方針の見直し時期及び毎年度学校に配布している、いじめの防止、早期発見及び早期対応のための取組マニュアルの活用について記載しております。今後のスケジュールですが、11 月にパブリックコメントを実施、12 月に教育委員会会議において、議案として提案しご承認をいただき、12 月中の改正を予定しております。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局から石狩市いじめ防止基本方針の改定案について説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

（松尾委員）率直なところを申し上げますと、基本方針というには少し長いのではないかという気がします。ただ、社会情勢の変化もありますので、これで行きましょうということでは理解しますが、一番大事なのは、言うまでもなく文書を作ることではなくて、いじめを防止することだと思いますので、この中で本当に現場の先生方や子ども達に伝えないといけないことは濃淡があると思いますが、しっかりと伝えるということに留意して、重点的に仕事を進めていただければと思います。以上意見です。

（開発教育支援センター長）はい。確かに読み物に終わってはいけないと思います。きちんとここに示した内容について、先生一人ひとりが、いじめの申し出があった子どもに対して、真摯に取り組み、その子どもに向き合った対応することになっておりますので、市教委から校長会・教頭会等を通じ周知徹底して参ります。

（鎌田教育長）松尾委員のご意見の趣旨は、これを基本として、いわゆる子どもバージョン、教師バージョンなどもう少し絞り込んだかたちで周知したほうがいいのではという意見ではないかと思いますので、十分受け止めて周知徹底していただければと思います。

（鎌田教育長）他にございませんか。

（門馬委員）1 ページの「はじめに」のところで、下から 4 行目に「いじめから一人でも多くの子どもを救うため、」の表現が引っかかってしまったのです。この基本方針というのは、「救う」ために作るものなのか、という疑問をもつ

てしまいました。この基本方針はまずいじめが起きないようにすること、しかし、万が一、起きてしまった場合にはそれをいかに解決するか、を示すものだと思うのです。「はじめに」のなかで最初から「いじめにあっている子供をひとりでも多く救うため」と表すのはどうなのかな、と思います。

（開発教育支援センター長）ただ今の門馬委員のご指摘ですけれども、確かにいじめがゼロかそれに近い数値であれば、良い学校環境であると思います。ただ、現実問題としまして、どうしてもいじめということが発生してしまうということが現実となっております。そういった現実を踏まえた記述内容となっておりますので、ご理解を賜りたいと思いますが、あらためて、この記述内容を検討して参りたいと思います。

（門馬委員）それでは例えば、「いじめはもちろん起こってはいけないことですが、万が一いじめが起こった場合にその子どもを救うために、いじめの解決のための対策を総合的かつ効果的に推進する。」というような表現はどうでしょうか。残念ながら起こった場合には、この方針に従って解決しましょうという意味です。そういう表現にさせていただいたほうがいいのかというのが私の意見です。

（鎌田教育長）例えば、今、門馬委員がおっしゃったような根本のところについて、現実として捉えるのはいいのですが、いわゆる向かうところはどこなんだということを指摘しているわけですから、例えば「いじめの根絶」という言葉を入れるなど、もう一度事務局で検討してはどうでしょうか。

（松尾委員）未然に防ぐということを行いつつ、起こってしまった場合は救うということが入っていればいいのですよね。

（門馬委員）「一人でも多くの子ども」という部分はいらないのではないのでしょうか。全員救わなければならないのですよね。

（開発教育支援センター長）ご指摘をいただいた内容を踏まえて、もう少し工夫してみます。

（永山委員）この方針の周知についてですが、きちんと教員が押さえておく必要があり、事例研究なども含めて工夫する必要があると思います。最初に問題を発見した教員がどんな対応をして、それを学校全体で共有する必要があるの

で、職員会議等で共有する体制が必要ではないのかと思います。

（松井教育指導担当次長）永山委員のおっしゃる通りであると思っております。学校としては、この後、市の方針が決まりましたら学校ごとに方針を作成することになります。その方針の作成については教職員の話し合いもそうですが、保護者や児童生徒の意見も聞きながら作成することになると思っておりますし、その後の教員についても全職員の話し合いのなかで作成していきますので共有できるのではないかと思います。さらに周知につきましても、学校だよりへの掲載や各学校のホームページにも掲載し周知していかなければならないと思っております。

（永山委員）1ページの下から3行目に「学校、家庭、地域の連携」ということが触れられており、私もその通りだと思います。学校では教員間の周知というものは比較的良いと思うのですが、家庭や地域に対して、いじめをなくすということの周知理解を、これからどのように具体的に考えていくのかということもあると思います。また、このほかに家庭でのいじめというのは、この方針の中で扱われるのでしょうか。

（開発教育支援センター長）家庭・地域への周知の部分ですが、学校では外部の意見を聴く機会を年間数回程度開催しており、その中で学校支援推進員がいじめを含めた学校経営全般について、学校の管理職側と意見交換することになっており、いじめの認知のあり方、子どもへの向き合い方等の意見を聴くことをおこなっております。また、家庭でのいじめについては、虐待等の事案まで発展することも想定しなくてはならないかと思います。その際は、市の福祉部局、児童相談所とも協議しながら対応しているという状況でございます。

（永山委員）家庭での虐待というのは、おそらく教員が最初に察知できると思うのです。学校だけではなく家庭についても目を配り、問題化していくことも必要ではないかと思います。

（松尾委員）家庭や地域での事案というのは、直接、教育委員会が対応するというにはならないのかなと思うんですけれども、例えば、地域の中で何か子ども同士の様子がおかしい、これはいじめられているんじゃないかといったときに一報をいただくとか、家庭ではいじめや人権に関して、家族のなかで話し合えるような題材やパンフレットみたいなものを使って話し合えるような機会を設けるようにしてみるとか、何らかの形で具体的な取組が行われるよう

にしなければ、この方針で謳っているだけになってしまうのではと思います。何が良いかはわかりませんが、少し考えてみてはと思います。

（開発教育支援センター長）学校の授業では、人権擁護委員が人権の大切さを学ぶ授業に取り組んでおり、いじめをなくす、防止するための人権教育が行われている状況です。

（照山指導担当参事）ご意見等をいただきありがとうございます。2 ページに「いじめの定義」が掲載されており、その□の中に「一定の人間関係にある他の児童等が行う」という部分が、まずいじめにあたるということになります。また、現在、学校では 11 ページのキ) のところですが、校内研修の充実を図るためにスクール・ソーシャルワーカー等を招いて事例研修等を行っているところです。ただ、ご指摘のありました一人の教員が抱えてしまうということが問題とされておりますので、判った段階で早期に全教員で組織的に対応し、校内の巡視体制も含めて目配りしているところです。先ほどお話がありました虐待等につきましては、11 ページの「早期発見のための措置」というところにあります、教職員による観察や情報交換、定期的なアンケート等についても学校で実施しており、保護者からは「うちの子はどうか。ちょっと心配だ。」という申出もありますし、地域の方から「ちょっと見かけたんだ」という声も寄せられたこともありますので、そういった部分も早めに学校の組織として対応しているところです。ただ当然ながら一人ひとりの教員の意識が問題になってきますので、教育委員会として研修の実施や学校に働きかける等、組織的に対応して参りたいと考えております。

（鎌田教育長）ただ今、現状の対応を含めたお話がありました。おそらく新しい方針のなかにすべてを網羅して、いじめの根絶が図れるかといったら現実的には難しい部分がありますので、これからいろいろな手法や対策を講じなければならないと思いますので、具体的には実践の中で進めていかなければならないと思っております。

（永山委員、松尾委員、了承）

（鎌田教育長）他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項②を了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

### 報告事項③ 平成 29 年度石狩市教職員研修（サマーセミナー）の実施結果について

(鎌田教育長) 次に、報告事項③「平成 29 年度石狩市教職員研修（サマーセミナー）の実施結果について」、事務局より説明をお願いします。

(照山指導担当参事) 私の方から「平成 29 年度石狩市教職員研修サマーセミナーの実施結果について」ご報告いたします。お手元の資料 8 ページをご覧ください。期日は 7 月 26 日（水）から 8 月 2 日（水）までの 6 日間、計 12 講座を、総合保健福祉センター「りんくる」を主な会場にして実施しました。受講人数は市内の教職員 417 人に対して受講者が 394 人で延べ人数が 447 人となっております。受講率については、94.4%となっております。平成 27 年度は 86.4%でしたので受講率は年々高くなってきております。講座の内容及びそれぞれの講座の参加人数については、4 番の各講座別受講数をご覧ください。受講者に対するアンケートでは、「内容」について 2 つと、「日程」について 1 つの質問を行い、4 段階の尺度で実施しました。アンケートの回収率は 96%、内容については「満足」及び「概ね満足」と回答した割合が 99.3%、「今後の教育実践に役立つ」と「概ね役に立つ」を合わせると 97.5%、日程についても「参加しやすい」及び「概ね参加しやすい」を合わせると 93.1%となっております。次に資料の 9 ページをご覧ください。6（1）には講座を依頼した関係機関、6（2）には受講者の感想の抜粋を掲載しております。7 の次年度のサマーセミナーについては、大きく 3 つの視点からセミナーを構成したいと考えております。1 つ目は、【日常の指導に活かせるもの】、2 つ目は【教職員の資質向上につながるもの】、三つ目は【石狩市の特色を取り扱ったもの】、いわゆる「いしかり学」ということで、次年度の講座例を①～⑫でお示ししております。この例のように、サマーセミナーでは教職員が、石狩市及び石狩市教育委員会の取り組みや石狩市の特色ある教育活動を理解し、その指導を一層充実させていくことができる内容、そして、石狩市の子どもたちの一層の成長につながる内

容で構成したいと考えております。以上で報告を終わります。

（鎌田教育長）ただ今、事務局のほうから平成 29 年度石狩市教職員研修（サマーセミナー）の実施結果についての説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

（永山委員）この研修の対象者と、何年間で全教員が受講するようになっているのか。また、新任教員は優先的に受ける必要があるのかなどについて教えていただけませんか。

（照山指導担当参事）まず参加対象につきましては、市内の全教職員を対象とし、選択式で講座を受講するという形にしております。また、新任教員に対しての研修につきましては、例年 12 月に実施するウインターセミナーで 8 年以下の全ての教職員を対象に実施しており、今年度も重点的な取組として研修を行いたいと思っております。

（永山委員）このサマーセミナーについては、ウインターセミナーもあり何年間で全員が受けることになっているのでしょうか。

（鎌田教育長）どちらのセミナーも長期休暇中に行いますので、基本的には全員が出席できることとなっています。

（永山委員）わかりました。

（鎌田教育長）他にございますか。

質問なし

（鎌田教育長）他に質問等がないようですので、報告事項③を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。以上で、日程第 4 報告事項を終了します。

## 日程第5 その他

(鎌田教育長) 日程第5 その他を議題とします。事務局よりお願いします。

(東社会教育担当次長) 私から、石狩市民文化祭の開催について説明します。お手元のチラシをご覧ください。テーマを「ときめき」としまして、第62回市民文化祭が開催されます、10月14・15日に花川北コミセンで舞台、13日から15日の3日間は花川南コミセンで展示がそれぞれ行われることとなっています。お楽しみ企画としましては、生け花やてん刻の体験コーナー、お茶席やそばの実食コーナーのほか、昨年大変好評だった書道のパフォーマンス、そして今回初めてですが、花川南中学校の美術部によります絵画のパフォーマンスが予定されています。裏面には去年の舞台や展示の写真を掲載しており、厚田で会場は11月11・12日、浜益会場は11月5日に開催されますので、足を運んでいただければと思います。

(鎌田教育長) 何かご質問ございますか。

質問なし

(安崎総務企画課長) もう一点、石狩市中学生沖縄県恩納村交流事業について報告します。今年度は本市が訪問することとなっています。日程としましては、10月9日から12日までの3泊4日です。参加生徒は市内4中学校から応募のありました15名、引率につきましては、花川北中学校の橋詰校長を団長とした5名が参ります。教育委員会事務局からは松井次長と、古屋総務企画担当主査が同行いたします。喜瀬武原中学校との学校間交流のほか、民泊を通じて気候、風土、歴史、文化の違いを学び体験すること、南部戦跡を訪問し、過去の戦争の悲劇や平和の尊さについて理解を深めてくることとなっております。私からは以上です。

(鎌田教育長) 他にございますか。それでは、日程第5 その他を終了します。

## 日程第6 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) 日程第6 次回会議の開催日程を議題といたします。次回につ



きましては、平成 29 年 10 月 26 日の木曜日、13 時 30 分から開催を予定しておりますので、宜しくお願いいたします。

---

## 閉会宣告

（鎌田教育長）以上をもって、9 月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度教育委員会会議 9 月定例会を閉会します。

閉 会 11 時 49 分

## 会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 29 年 10 月 26 日

教 育 長            鎌 田 英 暢

署名委員           松 尾 拓 也